

公害防止管理者等 届出のしおり

令和4年1月
泉佐野市

< 目 次 >

○特定工場について	1
○公害防止管理者等の資格について	2
○公害防止管理者等の届出について	3
○届出の提出、問い合わせについて	3
○参考	4
○記入例	8

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（以下、「法」という。）は公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としています。

法に定める特定工場においては、公害の発生防止を自主的に取り組むための人的組織の設置が義務づけられており、特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びに各々の代理者（本人が何らかの理由で業務が遂行できない場合のため）を選任し、届出を提出する必要があります。

○特定工場について

特定工場とは、**1.製造業（物品の加工業を含む。）、2.電気供給業、3.ガス供給業、4.熱供給業**のいずれかに属する事業の用に供する、次に掲げる施設が設置されている工場をいいます。

区分	施設の種類の
大気関係	以下のばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場 <ul style="list-style-type: none"> 有害物質発生施設のうち、大気汚染防止法施行令別表第一の9の項（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設 上記以外の工場で工場内のばい煙発生施設（13の項の廃棄物焼却炉を除く）の個々のばい煙発生施設の最大湿り排出ガス量の合計が10,000Nm³/h以上の工場
水質関係	以下の汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場 <ul style="list-style-type: none"> 有害物質排出施設のうち、水質汚濁防止法施行令別表第一の施設第2号～第59号、第61号～第63号、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させている工場 上記以外の工場で、特定工場から排出される平均的な排水量が1,000m³/日以上以上の工場
騒音関係	指定地域内に、以下の騒音発生施設が設置されている工場 <ul style="list-style-type: none"> 機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る） 鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る）
振動関係	指定地域内に、以下の振動発生施設が設置されている工場 <ul style="list-style-type: none"> 液圧プレス（強制プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る） 機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る） 鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る）
特定粉じん関係	大気汚染防止法施行令別表第二の二に掲げる施設が設置されている工場
一般粉じん関係	大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる施設が設置されている工場
ダイオキシン類関係	以下のダイオキシン類発生施設のいずれかが設置されている工場 <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類特別措置法施行令別表第一の1号から4号までに掲げる施設 同施行令別表第二の1号から14号までに掲げる施設

○公害防止管理者等の資格について

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びに各々の代理者は次に掲げる施設の区分の有資格者から選任しなければなりません。

管理者／施設の区分		規模／要件	選任する公害防止管理者の種類	有資格者の種類	
公 害 防 止 管 理 者	大気関係	有害物質発生施設 (※1)	排出ガス量 40,000Nm ³ /h 以上	大気関係第1種	大気関係第1種
			排出ガス量 40,000Nm ³ /h 未満	大気関係第2種	大気関係第1種、第2種
		上記以外の ばい煙発生施設	排出ガス量 40,000Nm ³ /h 以上	大気関係第3種	大気関係第1種、第3種
			排出ガス量 40,000Nm ³ /h 未満 10,000Nm ³ /h 以上	大気関係第4種	大気関係第1種～第4種
	水質関係 (※2)	有害物質 排出施設 (※1)	平均排出水量 10,000m ³ /日以上	水質関係第1種	水質関係第1種
			平均排出水量 10,000m ³ /日未満	水質関係第2種	水質関係第1種、第2種
		上記以外の 汚水等排出施設	平均排出水量 10,000m ³ /日以上	水質関係第3種	水質関係第1種、第3種
			平均排出水量 10,000m ³ /日未満 1,000m ³ /日以上	水質関係第4種	水質関係第1種～第4種
	騒音関係	騒音発生施設	指定地域内 特定工場	騒音関係	騒音関係 騒音・振動関係
	振動関係	振動発生施設	指定地域内 特定工場	振動関係	振動関係 騒音・振動関係
特定粉じん関係	特定粉じん 発生施設	特定工場	特定粉じん関係	大気関係第1種～第4種 特定粉じん関係	
一般粉じん関係	一般粉じん 発生施設	特定工場	一般粉じん関係	大気関係第1種～第4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係	
ダイオキシン類 関係	ダイオキシン類 発生施設 (※1)	特定工場	ダイオキシン類 関係	ダイオキシン類関係	
公害防止主任管理者		排出ガス量 40,000Nm ³ /h 以上 かつ 平均排出水量 10,000m ³ /日以上	—	公害防止主任管理者 大気関係第1種、第3種 かつ 水質関係第1種、第3種	

(※1) 該当する施設の種類の、参考に記載しています。

(※2) 分流式下水道処理区域で雨水のみが公共用水域に排出される場合でも、公害防止管理者等の選任が必要になります。

○公害防止管理者等の届出について

公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者並びに各々の代理者の職務及び選任の必要な要件等は次の表になります。該当する場合、届出が必要です。

届出種類		要件	資格	選任時期	届出時期	添付書類
選任・死亡・解任届出書	公害防止統括者及び代理者	従業員数 21 人以上の特定工場	不要	選任の事由が発生した日から 30 日以内	選任等した日から 30 日以内	—
	公害防止管理者及び代理者	施設の区分ごとに有資格者から選任	要	選任の事由が発生した日から 60 日以内	選任等した日から 30 日以内	・国家試験合格証書の写し ・資格認定講習の修了証書の写し (死亡・解任のみの場合、添付書類不要)
	公害防止主任管理者及び代理者	排ガス量 40,000Nm ³ /h 以上でかつ、平均排出水量 10,000m ³ /日以上である特定工場	要	選任の事由が発生した日から 60 日以内	選任等した日から 30 日以内	・国家試験合格証書の写し ・資格認定講習の修了証書の写し (死亡・解任のみの場合、添付書類不要)
承継届出書		特定工場を承継したとき	—	—	遅滞なく	・法人の登記事項証明書 ・相続同意証明書又は相続証明書及び戸籍謄本

備考 公害防止管理者（代理者）の兼務について

- 1.兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から 2 時間以内に到達できる場所にあること。
- 2.兼務工場が同種若しくは類似するものであるか、又は生産工程上密接な関連を有していること。
- 3.兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理するものが同一であるか、又は公害の防止に関する業務規程で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
- 4.業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時または緊急時の連絡体制及び応急措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 5.兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- 6.兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数、5 以下であること。

○届出の提出、問い合わせについて

届出は、所定の様式に記入し、添付書類と併せて **2 部**、窓口又は郵送にてご提出ください。事前相談も受け付けております。ご不明点、ご相談等ありましたら、お問い合わせください。

<提出・問い合わせ先>

泉佐野市 生活産業部 環境衛生課
〒598-8550 泉佐野市市場東 1 丁目 1 番 1 号
TEL 072-463-1212(代) (内線 2286)
FAX 072-464-9314
E-mail kankyou2@city.izumisano.lg.jp

○参考

ばい煙発生施設のうち有害物質発生施設（大気汚染防止法施行令別表第一）

施行令別表	施設の名称
9項	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）
14項	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉
15項	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
16項	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
17項	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
18項	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
19項	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）
20項	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉
21項	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉
22項	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）
23項	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉
24項	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉
25項	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
26項	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設

污水等排出施設のうち有害物質排出施設（水質汚濁防止法施行令別表第一）

施行令別表	施設の名称
19号	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）
22号	木材薬品処理業の用に供する施設（六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）
23号の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）
24号	化学肥料製造業の用に供する施設（ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）
25号	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設
26号	無機顔料製造業の用に供する施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）
27号	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設（水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は

	触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。)
28号	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設(塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。)
29号	コールタール製品製造業の用に供する施設
31号	メタン誘導品製造業の用に供する施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。)
32号	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設(トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。)
33号	合成樹脂製造業の用に供する施設(塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート(PT)の製造の用に供するものに限る。)
34号	合成ゴム製造業の用に供する施設(テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。)
35号	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設(二クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。)
37号	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。)
38号の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
41号	香料製造業の用に供する施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。)
43号	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
46号	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設(有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。)
47号	医薬品製造業の用に供する施設(水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。)

48号	火薬製造業の用に供する洗浄施設（ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。）
50号	水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。）
51号	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。）
53号	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。）
58号	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設（ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。）
61号	鉄鋼業の用に供する施設（コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。）
62号	非鉄金属製造業の用に供する施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。）
63号	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設（液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。）
63号の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64号	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）
65号	酸又はアルカリによる表面処理施設（クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）
66号	電気めっき施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。）
66号の2	エチレンオキシド又は一・四―ジオキサンの混合施設
71号の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71号の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

ダイオキシン類発生施設（ダイオキシン類特別措置法施行令別表第一・第二）

施行令別表	施設の名称	規模要件
別表第一 1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの。
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの。

3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの。
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの。
別表第二 1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設	
9	四一クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設	
10	二・三・ジクロロ―一・四―ナフトキノンの製造の用に供する施設	
11	八・十八―ジクロロ―五・十五―ジエチル―五・十五―ジヒドロジインドロ [三・二―b・三'・二'―m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設	

○記載例

公害防止統括者(公害防止統括者の代理者) 選任、~~死亡~~・解任届出書

年 月 日

泉佐野市長 殿

届出者 住所 ○○府○○市○○町○丁目○番地○号
株式会社○○○○

氏名 代表取締役 ○○ ○○

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		株式会社○○○○ 泉佐野工場		※整理番号	
特定工場の所在地		泉佐野市○○△丁目○番地○号		※受理年月日	
特定事業者の常時使用する従業員数		50人		※特定工場の番号	
選任	公害防止統括者	選任年月日	令和○年 4月 1日	※備考	
		職名	工場長		
		氏名	○○ ○○		
	選任の事由	人事異動のため			
	公害防止統括者の代理者	選任年月日	令和○年 4月 1日		
		職名	副工場長		
氏名		△△ △△			
死亡 ・解任	公害防止統括者	(死亡・解任)年月日	令和○年 3月 31日	※備考	
		職名	工場長		
		氏名	●● ●●		
	解任の事由	人事異動のため			
	公害防止統括者の代理者	(死亡・解任)年月日	令和○年 3月 31日		
		職名	副工場長		
氏名		▲▲ ▲▲			
解任の事由	人事異動のため				

参考事項	当該届出についての担当部署名、担当者及び電話番号	生産管理課 ○○ ○○ 072-○○○-○○○○
------	--------------------------	--------------------------

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、~~死亡~~・解任届出書

年 月 日

泉佐野市長 殿

届出者 住所 ○○府○○市○○町○丁目○番地○号
株式会社○○○○

氏名 代表取締役 ○○ ○○

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		株式会社○○○○ 泉佐野工場	※整理番号	
特定工場の所在地		泉佐野市○○△丁目○番地○号	※受理年月日	
大気関係	排出ガス量(Nm ³ /時)		※特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり。		
水質関係	排出水量(m ³ /日)	15 m ³ /日	※備考	
	特定地下浸透水の浸透の有無	無		
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類			
(<input type="checkbox"/> 大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質)関係第 2 種		公害防止管理者	公害防止管理者の代理者	
選任	選任年月日	令和○年 4月 1日	令和○年 4月 1日	
	職名	工場長	副工場長	
	氏名	○○ ○○	△△ △△	
	担任業務の範囲	公害防止に係る業務全般	公害防止に係る業務全般	
	選任の事由	人事異動のため	人事異動のため	
	公害防止管理者(代理者)が他の工場の公害防止管理者(代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			
死亡 ・解任	(死亡 ・解任)年月日	令和○年 3月 31日	令和○年 3月 31日	
	職名	工場長	副工場長	
	氏名	●● ●●	▲▲ ▲▲	
	担任業務の範囲	公害防止に係る業務全般	公害防止に係る業務全般	
	解任の事由	人事異動のため	人事異動のため	
	公害防止管理者(代理者)が他の工場の公害防止管理者(代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			
参考事項	当該届出についての担当部署名、担当者及び電話番号	生産管理課 ○○ ○○ 072-○○○-○○○○		

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「○○関係第○種」と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。

3 ※印の欄は記載しないこと。

- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

別紙

1 ばい煙発生施設

	項番号	施設の種類	備考
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第2条第2項第1号に規定するばい煙発生施設			
上記以外のばい煙発生施設			

注1 「項番号」には、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号を記載してください。

注2 「施設の種類」には、大気汚染防止法施行令別表第1の施設の名称を記載してください。

2 汚水等排出施設

	号番号	施設の種類	施設の用途	備考
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設	65号	酸又はアルカリによる表面処理施設	鋼線・伸線等の表面処理	ほう素使用
上記以外の汚水等排出施設				

注1 「号番号」には、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号を記載してください。

注2 「施設の種類」には、水質汚濁防止法施行令別表第1の施設の名称を記載してください。

注3 「施設の用途」には、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設について、同表に規定する用途を記載してください。

公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、~~死亡~~・解任届出書

年 月 日

泉佐野市長 殿

届出者 住所 ○○府○○市○○町○丁目○番地○号
株式会社○○○○

氏名 代表取締役 ○○ ○○

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		株式会社○○○○ 泉佐野工場		※整理番号	
特定工場の所在地		泉佐野市○○△丁目○番地○号		※受理年月日	
排出ガス量(Nm ³ /時)				※特定工場の番号	
排出水量(m ³ /日)		15,000 m ³ /日			
選任	公害防止主任管理者	選任年月日	令和○年 4月 1日	※備考	
		職名	工場長		
		氏名	○○ ○○		
		選任の事由	人事異動のため		
	公害防止主任管理者の代理者	選任年月日	令和○年 4月 1日		
		職名	副工場長		
		氏名	△△ △△		
		選任の事由	人事異動のため		
死亡 ・ 解任	公害防止主任管理者	(死亡・解任)年月日	令和○年 3月 31日	※備考	
		職名	工場長		
		氏名	●● ●●		
		解任の事由	人事異動のため		
	公害防止主任管理者の代理者	(死亡・解任)年月日	令和○年 3月 31日		
		職名	副工場長		
		氏名	▲▲ ▲▲		
		解任の事由	人事異動のため		

参考事項	当該届出についての担当部署名、担当者及び電話番号	生産管理課 ○○ ○○ 072-○○○-○○○○
------	--------------------------	--------------------------

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

泉佐野市長 殿

届出者 住所 ○○府○○市○○町○丁目○番地○号
株式会社○○○○

氏名 代表取締役 ○○ ○○

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	株式会社○○○○ 泉佐野工場	※整理番号	
特定工場の所在地	泉佐野市○○△丁目○番地○号	※受理年月日	
承継の年月日	令和○年 4月 1日	※特定工場の番号	
被承継者	氏名又は職名 ○○○○株式会社 代表取締役 ●● ●●	※備考	
	住所 ●●市●●町●●丁目●番地●号		
承継の原因	合併のため		

参考事項	当該届出についての担当部署名、担当者及び電話番号	生産管理課 ○○ ○○ 072-○○○-○○○○
------	--------------------------	--------------------------

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。